

候か、女色に耽り候か、不斷美食を好み候か、威勢に慕候歟、諫言を不用候歟、賞罰不_レ糺候か、賢臣を遠避、佞人を近付候か、出頭人出來候か、文道疎候か、武備を忘れ候か、家臣或は町人百姓に至る迄、慚懣無_レ之候か、無用之器物を翫て金銀貴候か、作事を好み、朝夕人力を破り候か、箇様之義、自分に存寄譯ねば、心外も思ひよられ候事有_レ之候は、對面の節直に成、又は書付に成共差越可_レ申候、又大切之秘事に候は、封じ候て可_レ出候、取次之者少も延引候は、不届に候、尤各一覽にも不_レ及其儘是を可達候。

一、凡家中之士、貴賤を不擇學文可_レ致候、學文とて別に替り申義は無_レ之候得共人たる所の道にて候得ば、朝夕第一に可_レ心得_レ所、脇の様に心得、學文不_レ仕進も、其分と存罷在體に候、不_レ吟味成_レ義に候、乍_レ去當代學文いたし候由申輩に、結句學文せざる者より、はるかに劣候もの有_レ之候、其譯は此人元來己が才智に

誇り、名利の心深くして、不學成と人の申を無念に存、書籍を取扱、少し計文字を知り、古事抔端々覺へ候て人を侮り、己が微助けをなし候才智の上に、文藝も有_レ之候得ば、能士の様に見へ候得共、實に仁義の心なくして、偏に盜人の振舞に候、されば拔群の不學の人には劣申候、其外は詩文作り、或は書籍を翫て、徒に日を送る輩有_レ之候、是は一向慰み仕たる迄にて、何の益にもなき事にて候其方達へ申渡は、右之通、人たる所の道にて、人と生れたる者は、是は知らず行はず候ては、禽獸の有様にて候、然ば朝夕の衣食にても、急用成義も心得可_レ申候、扱其修行の法は、心身の工夫にして、心の邪正身に行ふ所の善惡、是を吟味いたし、正敷身を治め、古の賢人君子にも及び、又其人の心掛次第にて候、此外學問と云事は無_レ之と心得べし、然ば書を讀候もの、古の聖賢の御言葉を種として、心身の工夫を需んためなれば、小學四書近思錄之類を熟讀致し、餘力あらば

又、五經などに及び、義理を尋ね、一字一句も今日の上に引請て、悉く執行有べき爲に致し候こそ、眞の學問と可申候、右之外書籍數多いらざる事に候、殊に四十歳以上の人は、精力も薄く候得ば、小學四書近思錄計にて、隨分能候、併其段は氣根次第に候、六十より八九十迄の人は、多くは老衰いたすものに候得ば、大學論語迄にても、又一部にても熟讀いたし、其外は人の物語聞候ても同事に候、學問かならず文字の上に有之事にては無之一日成共命の内に、此道を悟り候て相果候てこそ、生たる甲斐は有之候、百年の存命にても、無學にて人たるの道を存ぜず候て、何の益なき事に候、されば志ある士、勤學油斷致間敷義に候。

一、各父母には孝順を盡し、兄弟には愛を專とし、親類は遠族成共筋道を違へずにすべし、傍輩には互に信を本として、心底に偽りを不構、家來には憐愍を加へ可申候、是等は肝要の儀にて候間、常々心掛尤に存候、右申候通り、學問を致

され候はゞ、聖賢の書は、皆是此詮議候、某が舌を費し候に不レ及事に候

一、家中の士、常々無懈怠節義を嗜可申候、一言一行も、古の道に於て不詮儀成事不有之、節義の嗜と申は、口に偽を不云、身に私を不構、心直にして外に飾りなく、作法違へず禮義正敷、上にへつらはず、下を侮らず、己が約諾を違へず、人の患難を見捨ず、惡口杯言葉の端にも出さず、物恥を知りて、首を刎らるゝ共、己がすまじき事はせず、死すべき場をば一足も引ず、常に義理を重んじてその心鐵石のごとくして、溫和慈愛に候て、物の哀を知り人に情有を、節義を知る士とは申候、平生の心懸なく、うかくと日を送り候はゞ、誠に以古人の云ることく、醉生無死にて候はずや。

一、士は、右申通り節義を嗜み、人柄貞心にて候へば、立居振舞不調法にして、物毎惡鋪候ても、士の瑾にては無之候、少も不苦義に候、當代の士、多は貞心

無^レ之、なまじひに指當、さかしく世智がしこく、立居振舞見苦からずゆへ、己が才智に飽迄自慢いたし、貞信成ものは、都て初心なりと見下し、其有様輕薄なる輩有^レ之、剩へ老功にて靜に取繕ひ、能人柄に化したるも有、其の品色々替り候得共、皆同族の人にて候、箇様の才智有而巳ならず、血氣にて人眞以には勇力も有べく候、或は己が役義又は傍輩の事に付、少しく苦勞成義も己が名利を頼に是有内、身に引請て精出す事無^レ之ものにて候、表は頼母敷人柄の様にも見へ候得共、元來佞人にて、一筋も義理を守る心なく候故、大事に臨ては、時の模様を見合、眞實の心なきものにて候、一命を費候ても、専ら度々用に立申義杯は存もよらず、某が家臣にも如^レ斯人有^レ之哉、大に政教の妨に候、周公の才孟賁が勇力有^レ之共、少も珍重に不^レ存候、又世に結構人と稱し申内も、生得柔弱にして、才智もなく、私法も不^レ存立行に付、正敷事を嫌て、酒宴遊興に日を送る輩有^レ之

候、是はさながら惡敷人柄の顯れ候得共、前の佞人より増なれども、某が政教を破り申所也、困る事に候、此兩様の人の行に似候はぬ様に可^レ嗜事に候。

一、家中之士、別而禮讓謙退を本とすべく候、昔文王 鰥寡を侮らず、何程賤しき者にて、理有ば用ひ給ふ、其頃天下を三分にして、二つを保ち給ふて、聖人にておはしましけれど、如^レ此にて候、増て夫より以下之者は、いか様の賤しき者をも侮る心不^レ可^レ有候、士の道は大少替る事は無^レ之候得共、時の役にて高下有之事に候得ば、其差別元より可^レ有^レ之事に候へども、然ばとて、重に奢て事をかろしめ、人を侮り申時は、淺はかに見苦敷義に候、譬ば參會の節人をば上座に進め、己は下座江へり下り可^レ申候、何程位列違候共、式臺もなく上座江上り申事用捨可^レ有^レ之候、一往も二往も辭退に及び候て、其上は兎も角もに候、路次を通り候節も、此方は人を除け、人は此方を除くるこそ本意にて候、己が供御り多き

にまかせ、或は時の威勢に随ひ候て、小身成者に不禮致事、決して不可有之、左様の節は諸事引下げ候てこそ、おとなしくも見え、尤に聞候、此段は別而家老共初め頭分之者、其外家中の歴々心得可有義に候。

一、當代之士、風俗質直朴素之氣味少く、外分外見を飾り、身をゆたかに持たし候、しかのみならず下輩の者に對しては、一しほ高位に取繕ひ候、是等は偏に飾りたる土人形之如く見え候様に及聞候、箇様に六ヶ敷身に相成り候ば、餘ほど苦勞なる事に候、夫も士の作法に叫ひたる事に候はゞ尤に候、士は分限より身を引下げ候て、諸事之仕方無造作に飾る心なきこそ本意に候、當代は士と云共、惡敷心得、町人百姓は手下の罪人のごとく取扱族有之、是は誠に見るもいふべきいまはしき事に存候、傳へ聞、周公且は賤敷ものといへ共、用事有之來ると申せば何を捨ても對面し、髪を結ぶ時來らば、髪を半分握りて出、食時のせつも、口

に食を捨ても吐きて出給ふ、是を握髪吐食之御政事と云、周公且は時之天子之伯父にて、天下之攝政におはしませども、勢ひを忘れて形にかゝはらず、如斯無造作なる振舞せしぞかし、況や少しの所帶を持て、高位之體を致すは、偏に井の内の蛙にて候、和漢とも世間を廣く見、人情を能存候君に、其様に六ヶ敷被成たる人有や、某家來たるものは、諸事無造作に繕ひ無之様可致候。

一、昔孔子の門人子游と云人、魯の國武城の宰之役たりし時、孔子子游に向ひ給ひ、此度能人を求め給ひしかと尋給ふ、子游申は、澹臺に滅明と申者御座候、路次を行候に、かならず本道よりして、近道不行、公事に有ざれば某が家に不來候、是以能人と存、求め候と云しとか、古人風儀大かた如斯候、是式の義といへども此兩事にて滅明が心さま正敷大様にして、身の便を求め、才覺專とせず、己をよけて人に諂ぬ所顯れ候、今時分其様成人柄あらば阿房たわけのやうに可申候

又人の頭として其外の者は我方江公用の外附届せぬ所、子游が所へも、一向出入せぬを以て稱美する所、子游が直成心の程も知れたり、如斯にてこそ、下の善悪賢否有様に知れ申筈に候、某論語を讀て此所に至り、感涙を押へ候、某が家臣たる者は、家老用人を始め頭分の者、子游を鑑といたし、諸士は滅明を手本に可致候。此上歳暮五節句寒之附届、其外四季の音信等、一家親類の心ばせは格別、其外音物等、諸事決て堅無用に候、少にても申請候はゞ、急度曲事に可申付候、此義吳々申付候間、忘却すべからず候、某に代りて人を撰み候節は、親疎の構なく、其ものゝ平生の行ひを考へ、善惡定るこそ、家老用人頭分たるもの役に候、元より依古最良は、士の仕義にて無之候得ども、萬一左様之仕方有之候はゞ、急度詮議を遂可申候。

一、當代の寄合を聞及び候に、多く禮義正しからず、譯もなき事ども聲高に笑ひ罵り

又は人の嗜好色咄し、或は醉狂の事をなし、或は小歌三味線、座上に取はやす族も有之由、是等は一として、士の作法少も無之候、士の交りは禮正敷、一言申出事も跡先を得とふまへて、多くは古書の穿鑿義理の物語を好み、假初にもそゝけたる體を不致こそ本意にて候、然れども別て心安き友とは、樂に宛打解語る義は格別にて候、其内にも不行義成作法は、差別可有之事に候、家中の士ども、寄合候節は、右之心得可有之候。

一、家中之士、武備を忘れ間敷候、武備と云は、分限相應に、人馬其外武用の道具を所持いたし、騎射劍槍の技術も不案内に無之様稽古可有候、但其師を致ものゝ外、餘り精出し相究候儀は無用に候、不斷手馴候様可致候、軍法は常々詮議可有事に候、今治に及候ても、亂を忘れずと有れば軍中の法令は定置候通に候、平生生存出し、戰場に臨て失念無之様可相心得候、武備を忘れざるは平生の嗜に

て、常體つわていやすらかに致し罷在候て、然も其心得可_レ有_レ之候、然るに我こそ武備を忘れぬと、少の義にても其思わくを出し、差さたる事もなきに差出て、異形ひさまに見え候者共も有_レ之候、是等は血氣けつきにうかされ、氣違同前に候、武備の嗜と申は心に有事にて、仕形に有事にては無_レ之候、されば能士よよしは、姿もの云迄も和らかに、少しの出入には心をかけず、大用たいうは堪忍かんなんを専と致候故、心おくれたる様に見え候得共、死すべき場に至りて、血氣にはやるものに少も替るべからず、一日いつたんの血氣にては、下郎さへ死するならひにて候へば、増まてや士は不_レ珍事候、最期までも、取しづめ候様、常に心の持様、聊いさかもせきたる氣色無_レ之、一際すむいさぎよく見ゆるこそ、士の最期のたしなみと致す所にて候、過し元祿の頃、淺野内匠頭の振舞ふるまひを聞しに、煙草一ぶく呑間ののま、堪忍をこらへず候て、五萬三千石の身の上、無氣の短慮ゆへ、何千人の路頭みちかどに迷しは殘念の事共也、先達ての佐野善左衛門政吉が命

を捨てたるは稱すべき所也、其身一人命を塵芥じんがより輕かして、多くの人の難義を救ひしは、内匠頭と一口に云べからず、我は跡を小祿にて取立んと思へども、恨うららくは殿中でんちゆうにおいて、劍けんげき振廻ふるませしもの、跡取立給ひし古法なければ是非なし、武備に心掛、表裏の所能合點そんねんがてんすべきもの也。

一、家中の士、常々寄合の料理、内に定置候通り、一汁一菜も、成程さまじに越こたる義無_レ之候、鹽梅しんばいの取合能とりあはせあしきは、さのみ挨拶にも及間敷事にて候、士の遊びは互ひにしたしみを求め、思わくを述の、異見をも聞て、語慰ごゐむ爲計に候、馳走とて亭主の禮義調へ候を、念頃ねんころに饗應可_レ申候、當時馳走とて料理に念入、座の物敷など多きは難むづかし心得候、昔北條時頼、或夜半定時を呼る、事有しに、夜更なりしに、不斷の儘にて參られしに、銚子ちやうし盃さかずきとり、手づから持出て、此酒を獨りたべんも早々しければ、申遣候ぬる也、肴は何もなし、人しづまりならん、乍つひ去

何ぞなきかと、紙燭しじやくしてあたりを尋たづねしに、臺所の棚に、土器に味噌の少し付たるを見出て、是にて事足なんと、數獻かずけんにをよび、興に入て歸りしと、吉田兼好が徒然草に見えたり、時頼ときよりは其時天下の執權職にて、筒様に物に奢あやむす無造作なり、是無比類無比類殊勝しゆせうに覺候、土器に附たる味噌なめて酒を吞のむ杯はひ、今時下郎さへせぬ事、是をもつて今の浮世にくらぶれば、世話に云い杓子定木しやくしじやうぎにやと、笑はん人あらんなれど、我好む所也。

一、家中の士、綺羅きらを好むべからず、馬具武具太刀も用に立を専らと可べ致候、拵こしらへしたて随分ずいぶん龜相かめさうに可べ致候、増て常體つねていの衣類いか様にて不べ苦候、兎角うづつ龜相かめさうに越したる事無べ之候、但貴賤きせんにより、衣類式は別に定置候、一覽いっかんすべきもの也、今の世衣類せいりなど奢り増長して、高位たる人にさへ還慮えんりょすべき品を、百姓町人の分として富貴成ものは著せる事となれり、某是を制せんと思へど、少し所存しよぜんあれば、衣

裳ふね觸ふれといふ事を出さず、只某し家中の者を制するのみ、爰こゝを能聞合よききこ點ちんすべし、今に至て日本國中衣裳にっぽんちゆういしやうふね觸ふれを出しなば、夫を商あきなふ呉服屋共を始め、問屋向難もんやむがたがた義ぎせん事を推察すゐさつして、是を出さぬなり、權現様御代より、當時の有様を考ふるに、古より和わに用もちひざる縮緬ちゆめん羅紗らさ天鷲てんじゆ絨杯じゆんぱい、御膝元ごひざもとに於て織出す、是にて奢あやむの最上さいじやうなりし事勘辨かんべんすべし、是を制せんとすれば、出船の逆風は入船の順風とやらんにて、彼に宜よろしき事は是にあしく、是に敷かせんとすれば彼敷あきぶ有様にて、我此の所に至りて殆ほとん難澁なんじゆする所也、ゆへに此義は某が一家中計いっかちゆうけいの事にして、他を制せざる所なり

一、家中の作事、餘り不べ好事こうじに候、畢竟風雨ふううさへ覆おほ候得ば、是又龜相かめさうに越たる事は無べ之候、但夫も分限ぶんげんに寄、大小は可べ有事に候。

一、衣食住の外、武士は馬具ばぐは用意よういなくては不べ叶物かたはらにて候、其外常々用ひ申器物は格別、夫より外は用に不べ足候、殊に結構成物は、一圓不べ入事に候、増て無益之

家訓講話

物用意不_レ致候ても其分に候、譬ば懸物茶碗茶入之類多く集持て、何之役に立申義に候や、難ニ心得_一候。

一、家中の士、勝手向取續申候様、諸事分限相應に暮を致、所納分量を積り候て、金の遣ひ様を加減いたし候事尤に候、若又親族等に貧窮致候者候か、又は他の人にて存寄候も、の内に困窮致候者有_レ之候て、見捨がたく候歟、左様の義にて自分勝手向悪敷相成候ても結句奇特に存候、左様之所を見捨候ては、士の本意に無_レ之候、右之趣にて勝手不_レ調候は、某様子承り届、いか様にも取續候様いたし可_レ遣候、其内にも不慮の事にて出来いたし、勝手捐じ候は、是又格別に候、其時に當り可_ニ相談_一候、此心得は頭たる者承知仕、自然右兩様にて勝手迷惑いたし候もの有_レ之候は、早速可_ニ申聞_一候、延引致候は、可_レ爲_ニ不届_一候。占より四民とて、天下之人を士農工商の四_ツに分け置、夫々に司_ル所の職を付

申事に候、然ば農は耕作を勤めて米穀野菜を出しあたへにかへ、工は梓匠と成て室屋を構へ、或は陶冶となりて器物を作り、商は諸の物を賣買して妻子一族を養ふ、此四民の内三民にて天下の用を達し、残る一民、しかも上に立士と申ものは何を職と定、誰に撫育を請候哉、得と合點いたし見可_レ申候、士の賣買と申は、唯義の一字を賣候が家職にて候、此義理と申ものは色もなく香もなく、何れから賣出す所もなく買所もなし、彼三民の所作とは事替り、一々急度司る人を定不_レ申候ては、其分の様に候へ共、此義理の筋目なく人の廉恥の心なくなり、互に相欺、互に相掠、畏_ル憚_ルの所もなく、終には子は親を親とせず、家來も主を主とせず、後は大亂にも及候、夫故に士と云ものは四民の上に立ち義理と云ものを専守らせ置候、去によつて作物を作もせず、細工もせず商ふ事もなく、平生手をつかねて、あそび厚く喰ひ厚く著てゆるやかに居をしめ、何を取得にいたし候や、職分と云

は義をたがへぬを職と致し候、夫故に權威にて、百姓町人を扱さげ候得ば、彼等も敬恐申事士の職とする所高きゆへにて候、然るに當時の士として、飽迄利欲を貪り、町人等に對し用金を申付、權柄を以てものを押掠める輩有之候、或は馬を好み、或は道具を數寄候體にてもてなし、時々利分を心懸候者、さながら取賣伯樂の仕方にて、是兎角の詮議に不_レ及候、又夫程にてもなく候へども、大概己が勝手を專にして、人をそのふ事も知らず、諸事に付て身勝手を振舞もの多候、筒様の人、常に利害をのみ勘辨いたし候故、義理の方には必ずうときものに候、利にても害にても、そこに心を置ず一筋に志の儘におこなひ申候てこそ、義理は立候、されば義理にさときものは利欲にうとく、利欲にさときものは義理にうとく候、義理にさときを_レ士とし、利欲にさときを町人とす、士と偽、利欲にさときは一向捨りものにて候、さこそ義理にはうとかるべしとおしはかられ候、元

より利欲之事に構はぬ様にとて、主人より扶持切米と云ものを遣すにあらずや、町人と云ふものは扶持切米は貰はず、店賃と云ふものを夫々に出し候から、何の利徳何のもふけ有_レ之、今日を立可_レ申候や、一錢のものを一錢に賣、百文之品を百文にうりて、何とて今日がすぎられ可_レ申や、是にたくらべ考ふれば、士にて有ながら利欲に迷ふは、禽獸にひとしからずや、夫逆は難_ニ心得_一候、むかし公義休と云ふ者、魯に仕し時、其庭に生じたる葵を喰て、殊の外味能覺しかば、其儘庭の葵を不_レ殘拔捨る、又召仕候女の織たる布の美敷を見て、其女を追出し、其機を燒捨其跡にて公義休中は、士たるもの、畑に野菜を作り機を織せては、夫を商賣にする者は、如何して何を商ひ、利を得てすぎわいせんやと云へり、如_レ斯其身魯國の執權として不_レ埒成事と思ひ、主人より祿をはみながら、下民と利を争ふことを堅くいましめけるとかや、今某が家來の面々え、日頃我等より、夫々に相應

の祿をあたへ置候得ば、其上利を貪んとするは人外に候、我等領分の百姓町人えは嚴敷申付置、慮外を致さざる様に、又家中の者も堅く町人百姓を見下し、寛怠せざる様申付候、然る上は、利欲の志を棄て、廉恥の行ひを勵し、下々に對して聊、いさゝか 鹿略せざる様、しよせんりやく 所詮利欲と申は己が手より求るは皆利欲にて候、たよへ 警ばさしやうなる事を取行候ても、私の手寄を以すると、公の義理を見て行ふとは、一念の上にては毛厘のたがひにて候得者、ひつぎやくんしやうじんゆうはち 畢竟君子小人王霸治亂之境も是より別れ候へば末には千萬の誤にも成申候、義理の辨とて、先賢も委敷議論し、是を會要の事に沙汰し置れて候、其方達其書を讀て其義理を悟り、先達て某が顯し置たる、國本論疑晴醫白ほんろんぎせいに引合見るべし、夫を見、彼を聞、ゆだん 油斷なく工夫をこらし候て、勤むべし、此度其器にあらざるに、みやうふ 冥加恐くも補佐之役義被ニ仰付ニ甚以不肖之身なれば、てうさんぼし 朝三暮四寐食を忘れて、九牛の一毛なれば月行き日傾くならば、おのづから切

磋琢磨して悟道すべし。

家訓講話

昭和十二年四月八日印刷
昭和十二年四月十三日發行



定價壹圓

著者 白石正邦

發行者 戶部種雄

印刷者 孝井溢次

東京市飯田町二丁目七ノ九
東京市澁谷區代々木初臺六七二

發行所 株式會社 章華社

東京市飯田町二丁目七ノ九
振替東京六七五二二番

中朝事實講話

文學博士

飯島忠夫著

定價 四六判上製美裝本
總ルビつき三六〇頁
送料 一圓五〇錢

日本が生んだ大思想家山鹿素行先生一代の學問の結晶茲にわれ等のものとなる——

山鹿素行先生は今から三百年前支那に滿洲朝廷が勃興し、その勢力が四隣を壓する頃に出た日本の大思想家である。先生は神道儒教軍學を統一して、独自の境地を開拓し國史の事實を根據として、日本固有の大道を發揮し、日本を以て眞に中國と稱すべきものとした。後世の國體論者皇道論者、日本精神論者が主張する所は、殆ど皆先生によつて其の先鞭をつけられてゐる。

- 次 目 要 目 —
- 一 中朝事實の著作について
 - 二 天先章——天地の生成と神人の發生
 - 三 中國章——日本は眞の中國
 - 四 皇統章——天壤無窮の皇運
 - 五 神器章——知仁勇の表現
 - 六 神教章——人倫道德と學問恩辨
 - 七 神治章——民の心を以て君の心となす
 - 八 神知章——人材の任用
 - 九 聖政章——政令と教化
 - 十 禮儀章——禮法制度
 - 十一 賞罰章——勸善懲惡
 - 十二 武德章——尙武
 - 十三 祭祀章——天神と皇祖との合一
 - 十四 化功章——外國人の腐化
 - 十五 中朝事實附録について

東京市麴町區飯田町 華章社 電話九三七八番
東京市麴町區飯田町 華章社 電話九三七八番

終